

中学校保護者の皆様へ

文京区教育委員会

新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

日頃から文京区立中学校の教育活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

国の専門家会議より、感染を広げないための対応として、①風邪や発熱などの軽い症状が出た場合には、外出せず自宅で療養すること。②食事会など、対面で人と人との距離が近い接触が会話などで一定以上続き、多くの人々との間で交わされるような環境に行くことはできるだけ避けること。③教育機関にも、集会や行事の開催方法の変更など、できる限りの工夫を講じること。などが求められています。

つきましては、本区においても当面は下記のような対応いたしますので、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 学校行事等の扱いについて

国の方針を受け、教育委員会として校外学習は原則中止と判断いたしました。
なお、キャンセル料が発生した場合は、区で負担します。

2 保護者会等の会合について

連絡事項を通知文等で代えられる場合は、中止といたします。

3 自宅休養について

生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときは、自宅休養をお願いします。

なお、この場合においても、4の出席停止についての条件を満たした場合には、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができますので、学校までご相談ください。

4 出席停止について

次の場合は、出席停止となります。なお、新型コロナウイルスに感染していると診断された場合には、登校届の提出をお願いします。

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合
(解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様)
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合
- ・医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

なお、ご家族の中で、この出席停止に準じた状況が発生した場合には、お子様の体調について十分ご留意いただき、必要に応じて欠席をご検討いただけますよう、お願いいたします。